2　介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからルまでにより算定した単位数の1000分の183に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

（削る）

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

2　介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからルまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからルまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数